

# 日・EUビジネス・ラウンドテーブル（BRT）提言に対する

## 日本政府のレポート

令和5年6月

注：本レポートの記載内容は、令和5年5月31日時点の状況に基づき、作成されている。

## 目次

<b>ワーキング・パーティ 1 貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制</b> ....3	
WP-1 / #01* / EJ to EJ EPA 後の日・EU 経済関係の強化..... 3	3
WP-1 / #02* / EJ to EJ 次回 WTO 閣僚会議に向けた意欲的な多国間貿易アジェンダのための提案..... 4	4
WP-1 / #03* / EJ to EJ 国際規格の適用と規制協力の強化..... 4	4
WP-1 / #05* / EJ to EJ 気候中立の実現..... 5	5
WP-1 / #06* / EJ to EJ BEPS 行動計画及びその他税制問題に対する提言..... 6	6
WP-1 / #07* / EJ to EJ 新型コロナウイルス及び将来のパンデミック下における人の往来に関する二国間/地域間協定についてのタイムリーな交渉の実施..... 7	7
WP-1 / #08* / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認、国際規格の可能な限りの受け入れ..... 7	7
WP-1 / #09* / E to J 自主検定およびリスクアセスメント..... 9	9
WP-1 / #10* / E to J 風力発電..... 9	9
WP-1 / #11* / E to J 自動車..... 9	9
WP-1 / #12* / E to J 運送・物流..... 10	10
<b>ワーキング・パーティ 2 ライフサイエンスとバイオテクノロジー 健康・福祉</b> ..... 11	
WP-2 / #03* / EJ to EJ 地球環境を保全しつつ、世界人口を養うという矛盾する問題の解決に向けた、生物農薬を含む新技術の推進..... 11	11
WP-2 / #05* / EJ to EJ 日本の薬価制度改革によりイノベーションに報いる安定で予見性のある環境の構築..... 11	11
WP-2 / #06* / EJ to J 画期的なイノベーションへの迅速なアクセスを確保するための規制環境の改善..... 11	11
WP-2 / #08* / EJ to J 費用対効果評価 (HTA) の慎重な適用..... 12	12
WP-2 / #09* / EJ to J 健康関連データの統合とデータヘルス基盤構築における調和のとれたアプローチ..... 12	12
WP-2 / #11* / EJ to J スタートアップ企業などの中小企業支援によるバイオエコノミーの育成..... 12	12
<b>ワーキング・パーティ 3 デジタル・イノベーション&amp;モビリティ</b> ..... 13	
WP-3 / #01* / EJ to EJ DFFT の実現に向けた日 EU 間協力の強化 A) グローバルなデジタル貿易に関するルール作りに対する協力..... 13	13
WP-3 / #01* / EJ to EJ DFFT の実現に向けた日 EU 間協力の強化 B) 日 EU EPA とデジタルパートナーシップを通じた連携..... 13	13
WP-3 / #01* / EJ to EJ DFFT の実現に向けた日 EU 間協力の強化 C) 社会実装支援 .. 13	13
WP-3 / #02* / EJ to EJ 信頼できる社会に向けたサイバーセキュリティ..... 14	14

WP-3 / #03*	EJ to EJ	人間中心の AI 技術の社会実装.....	14
WP-3 / #05*	EJ to EJ	デジタル変革のための接続性の向上.....	14
WP-3 / #07*	EJ to EJ	デジタル経済に向けたスキル開発.....	15
WP-3 / #09*	EJ to EJ	研究・開発協力.....	15
<b>ワーキング・パーティ 4 環境、持続的発展.....</b>			<b>16</b>
WP-4 / #01	EJ to EJ	気候変動に対する両政府の政策と方針.....	16
WP-4 / #02	EJ to J	日本政府の脱炭素化に向けた政策展開.....	16
WP-4 / #03	EJ to EJ	資源効率・循環経済の促進.....	16
WP-4 / #04	EJ to EJ	自然資本と生物多様性.....	16
WP-4 / #05	EJ to EJ	強靱で快適な暮らしの実現.....	17
WP-4 / #06	EJ to EJ	都市運営の最適化の推進.....	17
WP-4 / #07	E to EJ	EV の普及と必要なインフラ .....	18

# ワーキング・パーティ 1 貿易、投資と規制における協 力、金融サービス、会計と税制

WP-1 / #01\* / EJ to EJ EPA 後の日・EU 経済関係の強化

## 規制協力を強化する

日EU・EPAに規定されているとおり、日EUは規制協力に関する専門委員会を年に一度開催している。日EUは第4回専門委員会を2023年2月に開催し、検討中の主要な規制措置に対する影響評価のメカニズム等について情報共有を実施した。日EUは規制協力に関する議論を引き続き推進していく。

## 特に中小企業による日・EU EPAの活用を促進する

経済産業省及びJETROは公式HP等を活用し、EU側からの情報も含めた関連情報を提供しているほか、オンラインや国内外各地での説明会の開催、相談窓口の設置、パンフレット・解説書等の作成・配布等によりEPAの利用促進を進めている。外務省においても、国内各地の商工会議所等と連携して、中小企業を始めとした幅広い企業を対象に、EPA活用セミナーを実施しているほか、中小企業による日EU・EPA利活用促進のため、EUとの貿易において特に有用な情報をとりまとめた「中小企業（日EU・EPA第20章）に関するリンク集」を外務省HPにて発信している。

また、利便性を高めるためのデジタル化においては、日EU・EPAを含む原産地証明書等を補助するエクセルツールを開発し、JETROにて無償で提供するとともに、中堅・中小企業が簡易かつ低コストでEPAを利用するためのデジタルプラットフォームの実証を実施した。

## 第三国における共同投資

日本として、EUの「グローバル・ゲートウェイ」を評価しており、昨年第28回日EU定期首脳協議では、質の高いインフラ整備を通じた連結性向上に向けて連携して取り組むことは重要であり、日EU連結性パートナーシップに基づき、引き続き連携していくことでEU側と一致した。国際協力銀行(JBIC)、国際協力機構(JICA)及び日本貿易保険(NEXI)と、欧州投資銀行(EIB)との各協力覚書に基づく、機関間の緊密な協力強化や開発途上国における民間部門資金の需要に応える投資促進等の取組を引き続き支援する。また、日欧産業協力センター、JETRO等と連携し、第三国投資協力の促進につながるよう、フォローアップする。

## 英国の EU 離脱の影響を最小化

日本政府は、英国や EU で展開する日系企業に不利益が及ばぬよう、離脱協定の一部である北アイルランド議定書を巡る英 EU 間の協議の早期決着を働きかけてきた。また、在外公館において英国の EU 離脱による現地日系企業への影響の把握に努めており、今後とも必要に応じ適切なサポートをしていく。

## データの自由な流通を促進する

2022年10月、日 EU は、日 EU ・ EPA の第 8. 81 条の規定に従い、「データの自由な流通に関する規定」を同協定に含めることに関する正式交渉を開始した。同交渉は、データの自由な越境移転を促進し、グローバルなデータガバナンスの議論における日 EU の主導的役割を一層高めることに繋がるどころ、交渉を一層前進させていく。

## WP-1 / #02\* / EJ to EJ 次回 WTO 閣僚会議に向けた意欲的な多国間貿易アジェンダのための提案

日本は、G7 議長国として MC13 での成果に貢献すべく G7 での議論を主導しており、G7 広島首脳コミュニケでは、MC13 の成功を見据え DS 改革を含む WTO 改革に向け取り組む重要性を確認したほか、JSI（共同声明イニシアティブ）への建設的な関与や電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアム恒久化のための協力を要請し、グローバルな競争、貿易及び投資を歪める非市場的政策・慣行等への懸念を踏まえ、公平な競争条件を確保するための取組を更に強化すること等を確認した。MC13 に向け、10月のG7貿易大臣会合で更に議論を深めていく。

## WP-1 / #03\* / EJ to EJ 国際規格の適用と規制協力の強化

### 1. 共通の化学物質規制の設定

日 EU 産業政策対話・化学品 WG において、双方の規制当局が情報共有を行うとともに、規制分野での協力について意見交換を実施している。具体的には、2021年9月に第6回化学品 WG を開催し、双方における化学物質管理規制の動きについて情報共有を行うとともに、化学物質のリスク評価・評価手法等について意見交換を行った。引き続き、化学物質管理に係る情報共有や意見交換を実施していくとともに、OECDにおけるテストガイドライン、優良試験所基準、データ相互受入制度、国連 GHS 分類及びストックホルム条約等の国際スキームを踏まえて、EU との連携を進めていく。

### 2. 共通の資源効率政策の策定

省エネルギーに関する国際協力については、IEAのイニシアティブである Energy Efficiency Hub における省エネルギー政策・規制等のベストプラクティスを紹介するワーキング・グループ等を通じて、引き続き国際的な協力に貢献していく。また、資源効率・循環経済に関する国際協力については、ISO/TC323においてサーキュラーエコノミーの枠組み、ビジネスモデル、循環性指標等に関する国際標準化に向けた議論が行われており、引き続き多国間レベルでの協力に貢献していく。

### 3. AEOのメリットの拡大

AEO事業者に対する税関手続簡素化等を推進するため、事業者が抱える具体的事例について官民で意見交換・情報収集を行い、引き続き可能な改善策の検討を行う。

### 4. UN規則の採用と自動車分野における規制協力の推進

日本政府は、これまでも国連欧州経済委員会の下での自動車基準調和世界フォーラム(WP. 29)において、欧州委員会と国際基準策定のため協力してきた。

また、日本は、本年からWP. 29の副議長を務めており、議長として選出されたイタリアと協力し、WP. 29の国際基準調和活動により一層貢献することとしている。

更に、カーボンニュートラルに向け、カーボンニュートラル燃料も考慮した自動車のライフサイクル評価(LCA)手法の策定について、欧州委員会や日欧の業界と協力して議論を進めていくこととしている。

引き続き、日本における自動車の安全の確保及び環境の保全に配慮しつつ、WP. 29において自動車基準の国際調和を進めていく。

### 5. 衛生植物検疫規制

衛生植物検疫措置は日EU双方の人の生命・健康及び動植物衛生の保護のため、科学的な根拠に基づき講じられている。

2022年12月の衛生植物検疫措置に関する専門委員会第4回会合での専門家間での議論に加え、2023年4月の日EU・EPA合同委員会第4回会合においても衛生植物検疫措置に関する協力を継続していくことを日EU間で確認した。

双方の案件について、食品及び飲料の輸出拡大という目的を達成するために、科学的根拠に基づき協議を進めていく。

## WP-1 / #05\* / EJ to EJ 気候中立の実現

日本は、70を超える国・地域によるWTO貿易と環境持続可能性に関する体系的議論(TESSD)に設立当初から積極的に参加し、温室効果ガス削減に資する製品・技術の普及や炭素国境調整措置に関する議論に貢献してきた。今後も、世界全体のカーボンニュート

ラル実現に向け、技術的・規制的要素を含め環境物品・サービスの貿易を促進・円滑化させるためのアプローチの検討や、貿易関連の気候措置や政策が、WTOルール及び原則に整合的でありつつ、気候や環境に関する目標やコミットメントなどにどのように貢献できるかについて、他のイニシアティブも併せて、議論を引き続き推進していく。

洋上風力発電については、着床式・浮体式それぞれの国内外の動向、日本の特性や強み等を踏まえた次世代の技術開発に取り組みつつ、政府間の協力関係の構築と国内外の企業の連携を促し、浮体式の安全評価手法の国際標準化等を進める。水素・アンモニア製造等については、二国間での協力に加えて、I P H E（国際水素パートナーシップ）等の多国間の協力枠組みも最大限活用しつつ、新技術を世界で活用しやすくするような国際標準化等に積極的に取り組む。

## WP-1 / #06\* / EJ to EJ BEPS 行動計画及びその他税制問題に対する提言

### BEPS 行動計画

日本は、公平な競争条件の促進や税の安定性向上のため、BEPS（税源浸食及び利益移転）プロジェクトにおいて、EU諸国と共に中心的な役割を担ってきた。現在、BEPSプロジェクトは実施フェーズに入っており、日本政府は、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」の参加国・地域拡大に大きく貢献している（現在の参加国・地域は約140か国・地域）。

日本政府は、同プロジェクトの勧告を受け、国内の税制や関連手続の整備に当たり、経済界・関係省庁とのヒアリング等を通じ、経済界のコンプライアンス・コストや法令を順守している納税者に対する予見可能性に配慮してきた。

日本政府としては、引き続き、合意された措置を着実に実施するため、経済界からの意見も汲み取りつつ、多国籍企業の過度な租税回避を防止するための制度の検討を行っていく。

また、公平な競争条件の確保に向け、日本は、BEPSパッケージの適時の、一貫した広範な実施の確保及び残された課題への対応のために、EUを含む国際的なカウンターパートと引き続き協力する。

日本政府としては、日EU加盟国間における国際的な二重課税を回避するため、引き続き、二国間及び多国間交渉を通じた事前確認事案の効果的かつ効率的な処理に努めたい。

### その他の税金問題

日本政府としては、平成28年度税制改正において、目標としていた「法人実効税率20%台」への引下げを実現したところであり、今後、その効果を見極めていく。企業の事務負担を軽減し、より効率的にグループ経営を行い、競争力を十分に発揮できる環境を整備する観点から、令和2年度税制改正において、「連結納税制度」について簡素化等の見直しを行い、「グループ通算制度」を創設した。

さらに、日本政府は、投資所得に対する源泉地国課税の減免や仲裁制度等の導入を通じて二重課税を除去することで日EU間の投資・経済交流が一層促進されるよう、EU加盟国との間の租税条約ネットワークの拡充に引き続き積極的に取り組んでいく方針である。

経済のデジタル化に伴う国際課税上の対応については、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、2021年10月、二本の柱からなる解決策が合意された。日本政府は、合意の実施に向けて、国際的な議論に引き続き貢献するとともに、合意に則った法制度の整備に向けて検討を行っていく。

#### **WP-1 / #07\* / EJ to EJ 新型コロナウイルス及び将来のパンデミック下における人の往来に関する二国間/地域間協定についてのタイムリーな交渉の実施**

今後ありうべきパンデミック下の往来に関する対応については、新型コロナウイルスでの経験も踏まえながら、適切に検討していく。

#### **WP-1 / #08\* / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認、国際規格の可能な限りの受け入れ**

##### **自動車**

移行期間については、日EU・EPAの長きにわたる交渉を経て合意したものであり、日EU経済連携協定附属書2-C(自動車及び部品)について当初計画より早く国内基準として採用するなど着実に推進している。

排気/燃費の分野においては、国際調和排出ガス・燃費試験法(WLTP)など1958年協定に基づく相互承認が可能となっている。

引き続き日本政府は、国内における自動車の安全の確保及び環境の保全に配慮しつつ、WP. 29において自動車基準の国際調和を進めていく。

##### **鉄道**

鉄道の安全基準は、各国の輸送の実情や過去の事故の経験等を踏まえ整備されてきており、その担保の方策については、日EU間で相違がある。日本では、国が強制規格に対する適合性審査を行っており、欧州のように、第三者による認証等を通じた製品の安全確保のための規制は設けていない。日本の供給者は、日本において基準への適合性が認められている場合であっても、日本からEUに輸出される製品について、EUにおける適合性審査を受けることとされている。また、各鉄道事業者が、製品が自らの要求に合致しているか試験できることは、日EU共通であると承知している。

日本政府は、強制規格及び強制力はないが強制規格に適合する標準的、具体的な数値を示した解釈基準を定めており、これらの英訳版をWebで公表している



( [http://www.mlit.go.jp/english/2006/h\\_railway\\_bureau/Laws\\_concerning/index.html](http://www.mlit.go.jp/english/2006/h_railway_bureau/Laws_concerning/index.html) )。

標準化活動の分野において、日本は、鉄道国際規格センターを中心に、J I S C - C E N / C E N E L E C 情報交換会等の欧州との定期的な会合を通じて、国際規格開発に係る互いの活動について意見交換を行い、I S O / I E C 等の国際規格の規格審議の場でのコンセンサス形成に寄与している。

独自のソリューションの製作は、各鉄道事業者が自らの路線の課題、要求、現況等に応じてコスト等も加味した上で、判断していると承知している。

日本の鉄道事業者には、今後の調達予定のリストを公表している事業者もある。日本の鉄道事業者は、これまでと変わらず、安全性及び信頼性のある製品を求めており、優れた欧州製品も積極的に調達していく用意があると聞いている。

日本政府は、日本の技術基準とEUのT S I (インターオペラビリティ技術仕様: Technical Specifications for Interoperability) との対比表を作成するとともに、関係する鉄道事業者に対し、供給者に課す試験・実験に関して内外無差別な取扱いをすること、及び確固たる関心を示した欧州の供給者に対しては実施基準の適切かつ該当する部分を内外無差別に開示するように通知した。日本の鉄道事業者は具体的措置を講じるものと承知している。日本政府としては、欧州の供給者が日本の鉄道事業者に対して具体的にアプローチすることを期待する。

## 加工食品

日本では、食品衛生法に基づき厚生労働大臣が人の健康を損なうおそれがないものと定める場合を除き、食品添加物の使用等が禁止されている。この食品添加物(酵素を含む)の指定手続は、原則として、事業者等からの要請に基づいて行うこととしており、このような取扱いはEUにおいても同様であると日本政府は理解している。

酵素を含む添加物の指定にあたり必要なデータについては、従来、公表文献やF A O / W H O 食品添加物専門家会議(J E C F A) 等での評価にあたり用いられたデータも活用している。また、添加物の規格基準策定にあたっては、EUを始めとする各地域の規制及びコーデックス規格を参照しており、国際基準と調和の取れた基準となるよう定めている。

さらに、2002年からは、国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている食品添加物45品目(香料を除く。)については、日本政府が主体的に指定等を進めており、これまでに41品目の指定手続きを終了している。残りの品目のうち、3品目については対日輸出国向けに再度行った調査の結果、国際的に汎用されている添加物に該当しなくなったと考えられたことから指定に向けての手続を取りやめ、残り1品目について、引き続き食品安全委員会専門調査会で審議を行っている。

また、一部のEU加盟国からのベリー類及びベリー類加工品、きのこ等については、旧ソ連における原発事故を踏まえ、輸入届出に対し放射性物質の自主検査を実施するよう輸入

者に指導しているが、現在も、輸入時の検査において我が国の基準値を超える違反事例があることから、当該措置を継続しているものである。

#### **WP-1 / #09\* / E to J 自主検定およびリスクアセスメント**

現在、日本の無線機器に関する基準認証制度では、他の無線局の運用に妨害を与えるおそれが少ない無線設備について、製造業者等が技術基準の適合性を自己確認する制度を整備している。他の無線局に妨害を与えたり、人体に影響を与えたりしないような範囲に限って、自己確認による認証が可能となるよう無線設備の範囲の拡大を行っているところ、大きな空中線電力を使用する基地局設備で基準不適合が発生した場合、他の無線局への混信等妨害や人体に対する安全基準の超過等の可能性があり、慎重な検討が必要。

食品用器具・容器包装については、食品衛生法上、政府又は第三者による承認は求めている。

現在、日本の非侵襲型医療機器を含む医療機器の制度では、患者へのリスクの高さに応じて、国際的に整合した方法でクラス分類を行い、クラスに応じて手続きが異なっている。不具合が生じた場合でも、人体へのリスクが極めて低いと考えられるものは、一般医療機器（クラスⅠ）であり、PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）への届出（すなわち、適合性を自己確認する）を行うことで製造販売が可能となる。

#### **WP-1 / #10\* / E to J 風力発電**

従来、風力発電設備の工事計画の審査において活用してきた第三者機関による認証について、2022年6月の電気事業法改正により、第三者機関が認証していた内容の大部分は、電気事業法に基づく登録適合性確認機関が確認することとなった。日本政府としては登録適合性確認機関に対して的確かつ迅速な確認を求めていくが、使用言語、国際認証等の活用など確認方法については、基本的には各機関に委ねられることになる。

洋上風力発電設備の設置及び維持管理に不可欠となる基地港湾として、能代港、秋田港、鹿島港及び北九州港に加え、令和5年4月に新たに新潟港を指定し、岸壁の地耐力強化等の必要な整備を実施している。引き続き、指定済みの基地港湾を最大限活用しつつ、洋上風力発電の案件形成の状況等を踏まえ、基地港湾の計画的整備を進めていく。

船舶法第3条において、国内輸送は日本籍船による輸送が大原則とされており、洋上風力発電建造に従事する作業に付随的な輸送であっても例外ではないため、外国籍船を使用することはできない。外国籍船の使用を希望する場合は、当該船舶を日本籍船へ転籍することにより可能となる。

#### **WP-1 / #11\* / E to J 自動車**

軽自動車取得の財政上のインセンティブは、狭い国土に人口が密集する地理的特性等、我が国固有の事情を考慮し、社会的な政策として設けられたものであり、この措置の必要性は今なお存在する。更には、これらのインセンティブは、日々の生活のために自動車を必要とする地方在住の住民の自動車取得を容易にしており、大きな社会面での恩恵をもたらしている。

また、税制については、各国の税制改正プロセスを通じて議論されるべきである。軽自動車の保有に係る税については、平成26年度税制改正大綱により引き上げられたものが、2015年4月から施行されている。また、2019年10月からの消費税率10%への引き上げを受けて、2019年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車(登録車)には、減税を実施している。これにより、登録車と軽自動車の税格差は縮小している。

#### **WP-1 / #12\* / E to J 運送・物流**

AEO事業者に対する税関手続簡素化等を推進するため、事業者が抱える具体的事例について官民で意見交換・情報収集を行い、引き続き可能な改善策の検討を行う。

## ワーキング・パーティ 2 ライフサイエンスとバイオテクノロジー 健康・福祉

### WP-2 / #03\* / EJ to EJ 地球環境を保全しつつ、世界人口を養うという矛盾する問題の解決に向けた、生物農薬を含む新技術の推進

食料・農林水産業の生産力の向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」に基づき、化学農薬の使用に伴うリスクの低減を進めている。

従来の化学農薬に代替しうる資材として、生物農薬やバイオスティミュラント、RNA農薬等について、OECDでの議論も参考にしつつ、取扱ルールの検討を進めることとしている。我が国と自然条件が異なる国で得たデータのみでは、標的外生物等への影響を判断できず、したがって相互承認は困難と考えるが、今後とも、国際的な議論の流れとも調和することを念頭に、最新の科学的知見に基づき取扱ルールを検討していく。

### WP-2 / #05\* / EJ to EJ 日本の薬価制度改革によりイノベーションに報いる安定で予見性のある環境の構築

製薬産業が絶え間ないイノベーションにより革新的な新薬を生み出し、グローバルに競争できる環境を整備していくことは重要と考えている。その上で、薬価制度については、「イノベーションの推進」と「国民皆保険の持続性」の両立を図ることを基本としつつ、業界の意見もよく聞きながら、中央社会保険医療協議会において不断の見直しを図っていく。

### WP-2 / #06\* / EJ to J 画期的なイノベーションへの迅速なアクセスを確保するための規制環境の改善

再生医療等製品関係の諸課題を議論するため、昨年、業界団体と規制当局による検討会を設置したが、海外製品の国内展開を阻害する要因があるか等を含め、同検討会で引き続き議論していく予定。

ニーズの高い医薬品の承認審査の促進に関しては、例えば先駆的医薬品では相談先設置など運用改善に取り組んでおり、結果、指定品目数は令和2年度の0品目から、令和3年度には2品目、令和4年度には4品目と増加。引き続き、業界団体との意見交換も通じて、更なる方策について検討する。

また、プログラム医療機器（SaMD）に関して一定の性能又は高い蓋然性をもって有効性を確認できる早期の段階で第一段階承認を行い、市販後に臨床的意義が確立さ

れた後に第二段階承認を行うという二段階承認の仕組み導入の検討など、画期的なイノベーションへの対応検討も進めている。

#### **WP-2 / #08\* / EJ to J 費用対効果評価 (HTA) の慎重な適用**

費用対効果評価制度における評価結果は、保険償還の可否の判断に用いるのではなく、一旦保険収載した上で価格の調整に用いることとしている。現在、医薬品42品目が指定され、25品目の価格調整を実施した。令和6年度診療報酬改定に向けて、公的分析機関と業界団体等の意見も聞きつつ、中央社会保険医療協議会で検討を行っていく。

#### **WP-2 / #09\* / EJ to J 健康関連データの統合とデータヘルス基盤構築における調和のとれたアプローチ**

我が国においては、国民の健康寿命の延伸や効果的・効率的な医療・介護サービスの提供に向けて、保健・医療・介護分野のデータの有機的な連結やICT等の技術革新の利活用を積極的に推進してきた。現在、総理を本部長とする医療DX推進本部の下で「全国医療情報プラットフォームの構築」や「電子カルテ情報の標準化等」、「診療報酬改定DX」といった医療DXの取組を推進し、国民のさらなる健康増進や質の高い医療等の効率的な提供等の実現を目指している。

#### **WP-2 / #11\* / EJ to J スタートアップ企業などの中小企業支援によるバイオエコノミーの育成**

特定領域に特化した技術を有するスタートアップの存在感が増し、世界的にも水平分業が進んでいる中、我が国においても、スタートアップ企業等に対する総合的な支援を通じてイノベーション創出の推進をより一層図っていくとともに、海外からの参入も含め有機的にイノベーションが推進されていくオープンイノベーションコミュニティの整備に取り組んでいく。

ワンストップ窓口による情報発信、コンサル支援や支援機関とのネットワーク支援を行い、ベンチャー支援や新規参入促進策を強化する。また、3500億円の予算で「創業ベンチャーエコシステム強化事業」を立ち上げ、国内だけではなく海外VC（ベンチャーキャピタル）による日本のスタートアップへの投資に対しても大胆に支援。バイオ分野における産学官のネットワークであるバイオコミュニティとも連携しつつ、セミナーやピッチイベント等により、国内外から投資を呼び込む。

## ワーキング・パーティ 3 デジタル・イノベーション&モビリティ

### WP-3 / #01\* / EJ to EJ DFFT の実現に向けた日 EU 間協力の強化 A) グローバルなデジタル貿易に関するルール作りに対する協力

本年5月に発出されたG7広島首脳コミュニケにおいて、G7首脳は「電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムを恒久化するために、全てのWTO加盟国が協力することを求める。」ことを確認しており、日本としても引き続きWTO加盟国と協力していく。

WTO電子商取引共同声明イニシアティブ（JSI）においては、日本は共同議長国として交渉を主導し、国境を越えるデータ・フロー、データ・ローカライゼーション、ソースコードなど、データに係る信頼を確保しつつ、データの自由な流通を促進する規律に関する更なる取れんに向け努力し続け、本交渉の2023年末までの実質的な妥結を目指して取り組んでいる。

また、OECDにおいて個人データに対するガバメントアクセスに係る原則を策定すべく欧州や米国と連携して議論を主導し、令和4年12月、我が国を含むOECD加盟国等による閣僚宣言として、同原則を含む「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」の採択に寄与した。

### WP-3 / #01\* / EJ to EJ DFFT の実現に向けた日 EU 間協力の強化 B) 日 EU EPA とデジタルパートナーシップを通じた連携

2022年10月、日EUは、日EU・EPAの第8.81条の規定に従い、「データの自由な流通に関する規定」を同協定に含めることに関する正式交渉を開始した。日EU間のデータの自由な流れを促進する文言を盛り込むべく、交渉を一層進展させる。

また、同年5月、日EU定期首脳協議において、日EUデジタルパートナーシップを立ち上げた。当該枠組みの下、双方のデータガバナンスの相互理解の深化等に取り組む。

### WP-3 / #01\* / EJ to EJ DFFT の実現に向けた日 EU 間協力の強化 C) 社会実装支援

2023年4月のG7デジタル・技術大臣会合において、データの越境移転時の課題解決につながる、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の具体化のための国際枠組み（IAP）の立ち上げに合意した。今後、データ・ローカライゼーション並びに企業、業界及び国境を越えてデータを共有し活用する取組（我が国発のイニシアチブとして「Ouranos Ecosystem（ウラノス エコシステム）」を始動）を含む優先分野に取り組む。

### WP-3 / #02\* / EJ to EJ 信頼できる社会に向けたサイバーセキュリティ

経済産業省は令和4年11月に「IoT製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築に向けた検討会」を開催し、IoT製品のセキュリティに求める基準や適合性評価制度について産官学の有識者との議論を進め、令和5年3月に中間骨子を取りまとめた。

国内の制度設計にあたっては、EUのサイバーレジリエンス法をはじめとした諸外国の類似の制度との相互運用性を実現するための各国との議論を積み重ねていく予定。

量子コンピュータ時代においても国家・重要機関間の機密情報を安全・安心にやりとり可能な新たなセキュリティ技術として、グローバル規模での量子暗号通信網の実現に向けた研究開発や技術検証、社会実装等を産学官連携により総合的に推進する。

### WP-3 / #03\* / EJ to EJ 人間中心のAI技術の社会実装

AI社会原則の実装に向け、国内外の動向も見据えつつ、我が国の産業競争力の強化と、AIの社会受容の向上に資するガイドライン、標準化、監査、規制等、我が国のAIガバナンスの在り方を柔軟かつ継続的に検討していく。そのために、人間中心のAI社会原則会議、GPAI（AIに関するグローバルパートナーシップ）やOECD等の国際機関におけるAI原則の実装に向けた議論への積極的な参画等を進めていく。

### WP-3 / #05\* / EJ to EJ デジタル変革のための接続性の向上

経済産業省及び総務省では、全国5Gの整備を都市・地方で一体的に加速するほか、ローカル5Gについても社会課題解決や事業革新等に向け導入を後押しするため、サイバーセキュリティやオープン性が確保された5Gシステムについて5G促進法に基づく税制措置等を行っている。

オープンな基地局の普及・展開を推進するため、2022年3月、Beyond 5G推進コンソーシアム傘下に「Open RAN推進分科会」を設置した。国際連携の推進、優れた技術を有した企業のOpen RAN活動への参加の誘引につなげるべく、分科会で実施してきた議論を総括する報告書を2023年3月17日に公表した。

総務省は、本分科会の活動と両輪をなすべく、Open RAN技術を軸とした展開支援を強力に推進していく。

Beyond 5G/6G分野における今後の連携について、2023年2月24日に開催された日EU・ICT政策対話の中で意見交換を行った。また、2023年4月、G7デジタル・技術大臣会合において、Beyond 5G/6G時代におけるG7将来ネットワークビジョンを共有した。今後政策対話等の場を通じて、Beyond 5G/6Gの実現に向けて、日EU間の研究開発協力を具体化していく。

### **WP-3 / #07\* / EJ to EJ デジタル経済に向けたスキル開発**

大学・高専での優れた数理・データサイエンス・AIの教育プログラムを政府が認定する制度として、リテラシーレベル及び応用基礎レベルのプログラム認定を進める。また、中小企業が大学・公設試験研究機関等と連携して行う、ものづくり基盤技術及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発等の取組や、複数の中小企業等がデータを共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト、中小企業のデジタル化・IT活用支援事業等を支援していく。

### **WP-3 / #09\* / EJ to EJ 研究・開発協力**

日本政府と欧州委員会の間で研究者交流や戦略的研究開発強化を議論し、ホライズン・ヨーロッパについて理解を深めるとともに、ホライズン・ヨーロッパを含む様々な形態での連携を探る。

スタートアップは、社会的課題を成長のエンジンに転換して持続可能な経済社会を実現するキープレイヤー。国外からの呼び込みやグローバル市場への展開に向け、国際連携を推進しつつ、スタートアップ・エコシステムの構築・発展のための支援を実施中。



## ワーキング・パーティ 4 環境、持続的発展

### WP-4 / #01 / EJ to EJ 気候変動に対する両政府の政策と方針

日本は、2050年カーボンニュートラル目標、及びそれに整合した中期目標のもと、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため、本年2月に「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定した。本方針に基づき、化石燃料への過度な依存からの脱却を目指し、徹底した省エネに加え、再エネや原子力など、脱炭素効果の高い電源への転換を推進するとともに、「成長志向型カーボンプライシング構想」の下、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資の実現に向けて、GX経済移行債を活用して20兆円規模の先行投資支援を実施する。

### WP-4 / #02 / EJ to J 日本政府の脱炭素化に向けた政策展開

エネルギー利用の効率化、VPP（バーチャルパワープラント）による需給調整、アグリゲーションサービスの普及促進のため、蓄電池をはじめとする分散型エネルギーリソースの導入を支援する。また、需給調整市場への低圧の分散型リソースの参入等に向けて引き続き検討を進める。自己託送制度は、指針を定めること等により統一化を行っている。あわせて、グリーンイノベーション基金における支援については、関係省庁から革新的な技術開発に関する具体的な提案があった場合には、政策支援の必要性等の基準に照らして、プロジェクト組成の可否を判断していく。

### WP-4 / #03 / EJ to EJ 資源効率・循環経済の促進

2023年のG7気候エネルギー環境大臣会合で採択され、G7サミットで首脳が支持した「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」について、EU等の政府やB7等の経済界と連携し普及を促進する。また、GX実現に向けた基本方針と併せて、経済産業省では、サーキュラーエコノミーの実現を加速するため、2023年3月に「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定・公表し、国際標準化（ISO）をはじめとした国際的な連携強化を含む「規制・ルールの整備」、研究開発・実証・設備投資支援を含む「政策支援の拡充」、資源循環に係る情報トレーサビリティ確保のためのプラットフォーム構築を含む「産官学連携による協力枠組み」の3つの政策に現在取り組んでいる。

### WP-4 / #04 / EJ to EJ 自然資本と生物多様性

OECM(Other Effective area based on Conservation Measure)の推進等により、30by30 目標をはじめとする「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の実施を牽引する。

また、「G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス」を通じて、ネイチャーポジティブ経済に関する知見の共有等を行う。

森林は、生物多様性の保全を図る上で極めて重要な役割を果たしていることから、針広混交林化、長伐期化等による多様な森林づくりを推進するとともに、国有林野においては「保護林」及びこれらを中心としてネットワークを形成する「緑の回廊」を設定して森林の生物多様性保全に取り組んでいる。

食料・農林水産業の生産力の向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定し、みどりの食料システム法により、研究開発や設備投資を含む環境負荷低減の取組を幅広く推進している。

#### WP-4 / #05 / EJ to EJ 強靱で快適なくらしの実現

経済産業省は地域独立系統（マイクログリッド）構築支援等に着実に取り組み、地域における地産地消による効率的なエネルギー利用、レジリエンス強化等にも資する自立・分散型エネルギーシステムの構築を行う。

「地産地消」を加速する政策の展開については、循環経済への移行を推進するため、各地域における徹底的な資源循環を促進する。また、地方創生と脱炭素を同時実現する観点から、地域の脱炭素化が重要であり、地域共生・裨益型再エネの導入など地方公共団体の意欲的な脱炭素の取組を支援していく。

国土交通省は、国民にとって最も身近な吸収源対策である都市緑化を広く展開するため、都市公園の整備等のほか、緑地の認証に係る制度の検討等を通じ、緑化空間の創出等を推進している。

#### WP-4 / #06 / EJ to EJ 都市運営の最適化の推進

経済産業省及び総務省では、全国5Gの整備を都市・地方で一体的に加速するほか、ローカル5Gについても社会課題解決や事業革新等に向け導入を後押しするため、サイバーセキュリティやオープン性が確保された5Gシステムについて5G促進法に基づく税制措置等を行っている。

「City OS (Operating System)」の導入と活用加速について、総務省では、地域が抱える様々な課題をデジタル技術やデータの活用によってより効果的・効率的に解決し、地域活性化につなげるため、地方公共団体や民間団体に対して、スマートシティサービスの基盤となる都市OSの整備・改良等にかかる経費の一部を補助する事業を実施している。

また、総務省では、ソフトローによるアプローチを念頭に、2017年に「AI開発ガイドライン」を、2019年に「AI利活用ガイドライン」を策定し、国際的な議論に貢献してきた。ガイドライン策定以降は、「安心・安全で信頼性のあるAIの社会実装」に向け、

議論を行っており、開発者・利用者を含む様々なステークホルダーからのヒアリングや、国内外の政府機関、事業者・団体等において策定されたガイドライン等を踏まえ、現行のAI開発ガイドライン等について見直しを行っていく。

経済産業省は主として事業者によるAIの開発・利用の促進を図るため、2018年に「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」、2021年に「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」を策定した。上記の総務省のガイドライン含め、政府全体のAIに関するガイドラインについて統合していく方向で検討を進める。

#### WP-4 / #07 / E to EJ EVの普及と必要なインフラ

自動車・商用車からのCO<sub>2</sub>排出量を削減する対策の一つとして、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づくトップランナー制度による燃費基準の下、大幅な燃費の向上が図られている。乗用車においては、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車も対象とした、2030年度を目標年度とする基準を策定しており、その遵守に向けて執行を強化している。

また、経済産業省及び国土交通省は、高速道路におけるEV充電器の大幅増加と高出力化・複数口化を促し、利用者がいつでも快適にEV充電できる環境を目指して、「高速道路における電動化インフラ整備加速化パッケージ」を策定した。

建物に対する充電インフラについては、集合住宅へのEV充電器の設置に係る補助制度や、EV充電器の設置など低炭素化に資する措置を講じる住宅の整備に対し税制措置や融資による支援を行っている。今後も幅広い措置の中から、適切な手法を検討していく。